# 滋賀県トラック協会物流事業者経営改善支援金
# 募集のお知らせ

滋賀県トラック協会では、価格交渉により取引条件の見直しや従業員の賃金水準の向上を図り、２０２４年問題に対応する中小トラック事業者を支援します。

| 1回目の申請期間（対象期間） | 令和7年6月2日（月）～令和7年9月30日（火） |
|---|---|

## 制度の概要

運送契約にあたり、荷主など契約の相手方との価格交渉を行っていただくことで、価格交渉１回あたり１５，０００円を支給します。
選任運転者数に応じて１社あたり支給限度額がありますのでご注意ください。

| 選任運転者数（１社雇用数） | 上限額 |
|---|---|
| １～１０人 | 45,000 円 |
| １１～２０人 | 90,000 円 |
| ２１人～３０人 | 120,000 円 |
| ３１人以上 | 150,000 円 |

**例：選任運転者数２５名の場合、１５，０００円×８回分の荷主等との交渉記録を結果報告に添付することで上限額の１２０，０００円が支給されます。**

※本支援金以外の県または国の補助金等を受けて実施する場合は、対象外です。

**※事前申請（1 回目の申請）を上記対象期間内に下記お問い合わせ先あて、メール又はＦＡＸ、レターパック等にて提出して頂く必要があります。当該申請において補助金予算限度額に達した時点で、事前申請の受付を締め切ります。**

## 申請方法

**交渉等の実施後は、下記申請期間内に結果報告（２回目の申請）として申請書を提出していただく必要があります。支給要綱をご確認の上、申請期間内に必要な様式等を下記お問い合わせ先あて、メール又はＦＡＸ、レターパック等にて提出してください。**

| 2回目の申請期間 | 令和7年10月7日（火）まで （必着） |
|---|---|

## お問い合わせ先

一般社団法人滋賀県トラック協会　経営改善支援室
（〒524-0104 滋賀県守山市木浜町 2298 番地の 4）
TEL：077-585-8011（受付時間　平日 9：00～12：00・13：00～16：30）
FAX：077-585-8015　※祝祭日及び 8 月 14 日～16 日を除く
E-mail　shienkin@shiga-ta.or.jp

申請様式など詳細は、ＨＰを参照してください。https://www.shiga-ta.or.jp/

# 物流事業者経営改善支援金　支給スキーム

| 滋賀県トラック協会 | 運送事業者 |
| --- | --- |
| ６月２日～９月３０日（事前申請期間）<br>申請書の審査<br>必要に応じ補正指示 | 支援金の事前申請<br>次の書類を協会に提出<br>①物流事業者経営改善支援金申請書（様式１）<br>②経営改善等実施計画書（様式２）<br>③誓約書（様式３）<br>④運送事業の許認可証（会員以外）<br>⑤選任運転手名簿（様式４） |
| 書類提出 | |
| 問合せ等申請者対応<br>支援金予算の管理 | |
| ６月２日～９月３０日（支援対象期間） | 価格交渉の実施・交渉記録の作成<br>人材確保等の取組実施 |
| 交渉実施～１０月７日（提出期限）<br>支給審査<br>必要に応じ補正指示 | 支援金の支給申請・実績報告<br>次の書類を協会に提出<br>①物流事業者経営改善支援金支給申請書（様式５）※上限額あり<br>②荷主等との交渉記録（様式６）<br>③経営改善等実績報告書（様式７）<br>注：期日を過ぎると受付不可 |
| 書類提出 | |
| 支援金の支給<br>支援金の振込により支給決定 | |
| 支援金支給 | 支援金受給<br>引き続き経営改善・人材確保に取組 |